

五、婦人労働者寄宿舎制度撤廃並に夜業致業廃止の件（大改進黨提出）
委員附託 可決

現在吾心に於ける工場法適用の工場に於ける婦人労働者日約八十五万人あり其中五十万人は寄宿舎に監禁されてゐる。この寄宿舎制度は資本家が人身の自由を拘束し以て夜業致業の強要をなし無制限に辛辣なる搾取をなすものにして夜業致業の弊害も亦甚しきものにして、要は、夜業禁止問題は大正八年の第一回臨時議會に於て採択せられたるが、夜業禁止の今日之れが施行今を見れば、遺憾である。依つて之れが撤廃運動に努力すべしとす。満場異議なく可決。

六、紡績女工に關する決議案 委員附託 可決

- (1) 紡績女工教育に關する件（横濱合同）
- (2) 紡績女工保健に關する件（〃）

本大會は紡績女工の低劣なる教育程度及其保健が年々侵されて行つた現状に鑑み政府及資本家に向て左の各項の即時実施を要求する。
一、完全なる普通教育機關を設置し之を労働組合の管理の許に置くこと。
二、職業病の調査を爲し其範圍を明確にし扶助の途を講ずること。
三、職業病の認定に於ては労働組合の監督権を承認すること。
四、保健に關する法律上の公認を與へること。
五、労働組合の監督権を承認すること。
六、労働組合の監督権を承認すること。

五、教育及保健に對する法律上の保障を完全すること。

七、總本部婦人設置並婦人部活動に關する決議案（東京合同提出） 保。商。

日本労働組合評議會は創立大會の宣言に於て、「我國産業の特殊な性質より婦人は労働者の多数を占めてゐる。組合運動は特に婦人労働問題に注意を拂ひ、組合に婦人を参加せしめることに努力せしむるべし」とを運動方針の筆頭に掲げてゐる。かゝる吾等の方針に基き、各組合、各地方評議會は婦人部を設けて婦人労働者に對する運動を計劃化して来たが、従来總本部に於ては、此事業は組織部に包括され、各地方評議會にて選出された一各宛の委員を以て構成された婦人部協議會全委負合であるが、その任に當つてきたりである。
即ち總本部として婦人労働者に對する特殊な活動機關を設置し、各地方評議會一名宛より成る構成であつた等々たるに、充分なる効果を擧げることが出来なかつた。
従来組織部の下に婦人部協議會として存在した此の特殊な委員、婦人部といふ獨立の専門部門とあり、婦人労働者に對する本評議會の運動をより計劃化し統一化せんことを決議するものである。
更に従来婦人部の任務及機能がはつきりしてゐなかつたこと、又婦人の活動分子が少かつたこと等が、一部我々の陣營の間に婦人部の獨立に對する危懼や反対意見を生ずに至つてゐる。
仍て本大會は、婦人部の任務並に各段階に於ける婦人部の機能を明確にし、以て活動を全面的に統一せんことを決議す。